

船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会の会議の公開に関する取扱基準 (趣旨)

第1条 この取扱基準は、船橋市情報公開条例（以下「条例」という。）の適用を受けて実施する船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の会議の開催について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、会議の開催の都度、会長が定めるものとする。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議を開催する場所（以下「会議場」という。）で行うものとする。

- 2 会長は、傍聴者の申込順位により、会議の開始時刻の30分前から傍聴受付票（別記様式）を傍聴しようとする者に配布するものとする。
- 3 前項の傍聴受付票を受けた者は、会議場への入場の際、係員にこれを提示しなければならない。
- 4 会長は、傍聴者の申込順位による場合のほか、第2条により定めた定員を大幅に超えることが明かな場合は、当日の抽選により決定することができる。

(傍聴者の制限)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危険物や楽器など会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持又は携行している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 会長の許可を得ていない小学生以下の者
- 2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴しようとする者に対し、係員を通して前項の事項について質問させることができる。
- 3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の会議場への入場を禁止することができる。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 拍手等により発言に対する可否を表明しないこと。
- (2) むやみに騒ぎ立てたり示威的な行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに離席しないこと。やむを得ず退出するときは、係員にその旨を伝

えること。

(5) 前各号に掲げる事項の他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

2 会長は、前項に該当する者に対して、会議場からの退出を命じることができる。

(写真撮影、録音等の制限)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(非公開)

第7条 会長は、審議の過程において非公開とすべき事案が発生した場合には、会議に諮ってその事案について非公開とすることができる。

2 前項の場合、会長は、非公開とした理由を告げて、傍聴者を退出させなければならない。

(会議録)

第8条 会議録は、会長の事務所管課において、会議終了後速やかに作成し、閲覧に供するものとする。

(補則)

第9条 この取扱基準に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この取扱基準は、平成26年5月23日以後に開催する会議に適用する。

附 則

この取扱基準は、令和元年5月1日以後に開催する会議に適用する。

傍聴受付票

第	回	船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会
開催日時		年 月 日
開始時間		
会議場		
受付番号		

※ 次の注意事項をよくお読み下さい。

1. 次の項目に該当する方は、傍聴をお断りする場合があります。

- (1) 銃器その他の危険物を所持している方。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を所持している方。
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を所持している方。
- (4) その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持又は携行している方。
- (5) 酒気を帯びている方。
- (6) 異様な服装をされている方。
- (7) 会長の許可を受けていない小学生以下の方。

※お子様をお連れの方は係員にお申し出下さい。

2. 傍聴される方は次の事項を遵守して下さい。

- (1) 会議中は静粛にお願いします。
- (2) ヘルメット、腕章、たすき等を着用しないで下さい。
- (3) 飲食・喫煙をしないで下さい。
- (4) 離席するときは、係員に申し出ていただき指示に従って下さい。
- (5) その他、会議場の秩序を乱したり会議の妨害になる行為をしないで下さい。
- (6) 写真・ビデオ等の撮影や録音をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得て下さい。
- (7) 会議の課程において非公開とすべき事案が発生した場合には、退出していただくことがありますのでご了承下さい。